

## 第1号発議案

### 新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 議会運営委員長 桜井 甚一

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

### 新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 第22条 委員会が知事、 <u>教育委員会の教育長</u> 、選挙管理委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員、その他地方自治法第121条第1項本文の規定による説明員の出席を求めるときは、議長を経てこれをしなければならない。 | 第22条 委員会が知事、 <u>教育委員会の委員長</u> 、選挙管理委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員、その他地方自治法第121条第1項本文の規定による説明員の出席を求めるときは、議長を経てこれをしなければならない。 |

#### 附則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合には、改正前の新潟県議会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

## 第2号発議案

新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 議会運営委員長 桜井 甚一

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

### 新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟県議会委員会条例(昭和31年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。<br>(1)総務文教委員会 <u>13人</u><br>(2)～(4) (略)<br>2 (略) | 第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。<br>(1)総務文教委員 <u>14人</u><br>(2)～(4) (略)<br>2 (略) |
| 第4条 (略)<br>2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。 <u>ただし、議長は、常任委員とならないものとする。</u><br>3 (略)                 | 第4条 (略)<br>2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。<br>3 (略)   |

附貝

この条例は、平成27年4月30日から施行する。

### 第3号発議案

#### 佐渡金銀山世界遺産登録の実現に関する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 総務文教委員長 小林 一大

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

#### 佐渡金銀山世界遺産登録の実現に関する決議

新潟県と佐渡市が世界文化遺産登録を目指している「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」は、400年以上にわたり我が国の経済を支えてきた金生産社会の営みを物語り、鉱石の採掘から製錬、金貨製造までを行っていた、世界でも他に類を見ない遺産群であり、佐渡市民はもとより県民すべての誇りである

佐渡金銀山の遺産群の世界遺産への登録に向けて、産官学で構成する佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議が県内各地で登録のための支援活動を行っているが、本県議会も新潟県「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟を立ち上げ、全議員が一丸となり世界遺産への登録に向けて活動を行っている。

新潟県民の悲願である平成29年度の世界文化遺産登録実現に当たっては、まず、来年度のユネスコへの推薦がなされなければならない。

よって本県議会は、平成29年度の世界文化遺産登録実現に向けて、来年度のユネスコへの推薦が果たされるよう全力を傾注することを決意するものである。

以上、決議する。

平成27年3月26日

新潟県議会

#### 第4号発議案

### 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた取組等に関する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 厚生環境委員長 富樫 一成

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

### 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた取組等に関する決議

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、国民に大きな感動や東日本大震災からの復興を目指している被災者に勇気を与えるだけでなく、子どもたちにスポーツの魅力を伝えるとともに、社会、経済の活性化にも大きく寄与するものである。

国はもとより、各地域が観光資源等を磨き上げ、特色を生かした情報発信を行い、海外から訪れる多くの選手や大会関係者、観戦客等に対して、その魅力を伝え、積極的に国際交流に取り組むことができれば、地域にもたらされる波及効果も計り知れないものとなる。

よって本県議会は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が成功するよう全面的に支援・協力をを行うとともに、下記の事項の実現に向け、全力で取り組むことを決意するものである。

#### 記

1 本県の特徴ある自然、伝統文化、文化遺産、匠の技、食など地域の魅力をさらに磨き上げ、海外に積極的に発信すること。

2 選手団の事前合宿の誘致や外国人観戦客の誘客、スポーツ振興、国際交流など各地域が主体的に行う地域の活性化につながる意欲的な取組を支援すること。

3 子どもたちにスポーツの魅力を伝えるとともに、オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際競技大会で活躍できる選手を恒常的に輩出するため、優れた能力を持つジュニア選手の発掘とその育成を支援すること。

以上、決議する。

平成27年3月26日

新潟県議会

## 第5号発議案

### 拉致事件の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 総務文教委員長 小林 一大

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

### 拉致事件の早期解決を求める意見書

3月2日、北朝鮮が日本海に向け短距離弾道ミサイルを発射した。これを受け、政府は、北朝鮮のミサイル発射は、国連安全保障理事会決議等に違反するとして厳重に抗議したところである。

政府は、安倍政権にとって北朝鮮による日本人拉致事件は最重要課題であるとの認識から、拉致被害者等の再調査の結果報告を要求するため、日朝協議を継続する方針を示している。

しかしながら、拉致被害者等の再調査については、昨年7月に行われた日朝協議において、北朝鮮が昨秋までに最初の報告をすることで合意していたにもかかわらず、昨年9月に報告の先送りを通告し、現在も具体的に進展しておらず、拉致被害者等の家族をはじめ関係者は、一日も早い報告と拉致事件の解決を待ち望んでいる。

よって国会並びに政府におかれては、拉致事件の早期解決に向けて、北朝鮮に対して日朝協議の合意に基づき早急に再調査結果を報告することを強く求めること。また、今後更なる北朝鮮のミサイル発射が行われた場合には、毅然とした態度で臨むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄沢 正三

|          |           |
|----------|-----------|
| 衆議院議長    | 町 村 信 孝 様 |
| 参議院議長    | 山 崎 正 昭 様 |
| 内閣総理大臣   | 安 倍 晋 三 様 |
| 外務大臣     | 岸 田 文 雄 様 |
| 内閣官房長官   | 菅 義 偉 様   |
| 拉致問題担当大臣 | 山 谷 えり子 様 |

## 第6号発議案

### 豪雪対策に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 総務文教委員長 小林 一大

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

### 豪雪対策に関する意見書

本県では、12月上旬からの度重なる降雪により山間部において、異例の大雪となった。特に積雪量に比して重い雪となったことから、家屋等の倒壊が多く発生した。

豪雪地帯の地方自治体は、住民の日常生活の維持や地域経済活動の継続等のため、懸命に道路除雪を行うなどあらゆる対策を講じているところであるが、生活交通の確保に支障が出ている。また、高齢者等の雪処理中の事故等が多発しており、一方では克雪住宅の屋根雪の融雪に係る多額の経費負担が発生しているなど、住民の生活に大きな影響が生じている。

こうした状況に加え、労務単価や機械損料の上昇により、各地方自治体においては道路除排雪経費が嵩んでおり、大変厳しい財政運営を強いられている。

また、豪雪地帯の多くは、過疎化、高齢化の進行により、個人による除排雪が困難となり、地域ぐるみによる共助での対応にも限界が見えてきていることから、高齢者世帯等の除雪支援にあたる市町村等の負担が増大している。

よって国会並びに政府におかれては、豪雪地帯の地域住民の安全・安心な生活の確保が図られるよう、豪雪対策に係る下記事項について強く要望する。

#### 記

- 1 道路除排雪経費に関する地方財政措置の拡充等を図ること。
- 2 地域における雪処理の担い手確保対策や高齢者世帯等の除雪費に関する財政措置の拡充を図ること。
- 3 克雪住宅の整備及び消融雪に要する経費について税制上の優遇措置を講ずること。
- 4 所有者が不明な空き家に対する市町村等による除雪の円滑化を図るための総合的な支援を行うこと。
- 5 社会福祉施設等の降雪状況に耐え得る施設整備のための支援制度の拡充等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄沢 正三

|        |           |
|--------|-----------|
| 衆議院議長  | 町 村 信 孝 様 |
| 参議院議長  | 山 崎 正 昭 様 |
| 内閣総理大臣 | 安 倍 晋 三 様 |
| 財務大臣   | 麻 生 太 郎 様 |
| 総務大臣   | 高 市 早 苗 様 |
| 厚生労働大臣 | 塩 崎 恭 久 様 |
| 国土交通大臣 | 太 田 昭 宏 様 |
| 防災担当大臣 | 山 谷 えり子 様 |

第7号発議案

2020年東京オリンピック・パラリンピック聖火台デザインへの  
「火焰型土器」の採用を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 厚生環境委員長 富樫 一成

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

2020年東京オリンピック・パラリンピック聖火台デザインへの  
「火焰型土器」の採用を求める意見書

火焰型土器は、東日本の200を超える遺跡で確認されているが、その遺跡のほとんどが本県内に分布しており、その形状が燃え上がる焰(炎)に似ていることから、この名称が付けられたものである。

本県では、信濃川火焰街道連携協議会(新潟市、三条市、長岡市、十日町市、津南町)が、昨年7月に、2020年東京オリンピック・パラリンピックの聖火台に火焰型土器の造形を提案し、その実現に向けて活動することを宣言している。

火焰型土器に象徴される縄文文化は、日本文化の源流であり、これをオリンピックの舞台で世界にアピールすることは、文化発信という観点から大きな意義を有する。

よって国会並びに政府におかれては、2020年東京オリンピック・パラリンピックの聖火台に火焰型土器を造形採用するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄沢 正三

|        |           |
|--------|-----------|
| 衆議院議長  | 町 村 信 孝 様 |
| 参議院議長  | 山 崎 正 昭 様 |
| 内閣総理大臣 | 安 倍 晋 三 様 |
| 文部科学大臣 | 下 村 博 文 様 |

## 第8号発議案

国益を大きく損なう発言等に対して強く抗議する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

|     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
| 提出者 | 佐藤純<br>宮崎悦<br>岩村良一  | 桜井甚一<br>富樫一成  | 坂田光子<br>榆井辰雄  |
| 賛成者 | 笠原義宗<br>矢野卓学<br>佐藤洋之<br>西川吉彦<br>金谷国彦<br>中野峯生<br>小野井修<br>石野伊佐夫<br>星野健<br>大志田邦男<br>佐藤浩雄<br>小島義徳 | 高橋直揮<br>皆川島隆<br>小沢野川吉秀<br>早川和雄<br>小帆山謙治<br>東倉英栄<br>高内山五郎<br>青片木太一郎<br>石塚野塚健 | 青柳正司<br>小林立大一<br>小齋藤隆景<br>尾身松孝昭<br>村渡三二<br>上富杉佳夫<br>市川知一<br>松川政広<br>横尾幸又ヨ<br>佐藤久雄 |

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

国益を大きく損なう発言等に対して強く抗議する決議

鳩山由紀夫元首相が、3月10日に政府の反対を押し切り、ロシアによる編入から1年後の住民の暮らしを自分の目で確かめたいとの理由で、ウクライナ南部クリミア半島を訪問した。

報道によれば、鳩山由紀夫元首相は、昨年3月16日に実施された編入の是非を問う住民投票について「ウクライナ憲法の規定に従い、平和的かつ民主的プロセスに則って行われ、クリミア住民の意思を反映していた。」と述べた。また、「クリミアで起きたことはより広い視点で見る必要がある。日本の外務省の立場が唯一正しく、現状において唯一取り得るというものではない。」と日本の外交を批判するとともに、日本のロシアへの制裁措置についても、「日本政府は、米国や欧州の国々の例に追従するよりも、自主的な状況評価をすべきだ。」と主張し、「制裁が早期に解除されるよう全力を尽くす。」と述べている。

ロシアによるクリミア編入について先進7カ国は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害するものと非難しており、また、日本政府は、力を背景とした現状変更の試みは受け入れられず、住民投票についても、ウクライナの憲法に違反し、法的効力はないとの立場から編入を認めていない。こうした状況での我が国の首相経験者の訪問は国際社会に、「事実上の承認」との誤解をもたらすものと懸念されている。

このように、一国を代表する首相を経験した人物が、政府の立場に反し、国益を著しく損なう行動と発言を行ったことは、断じて許すことができない。

よって本県議会は、鳩山由紀夫元首相に対し、ここに強く抗議するとともに、猛省を求めるものである。

以上、決議する。

平成27年3月26日

新潟県議会

第9号発議案

TPP 交渉に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

|     |      |      |         |
|-----|------|------|---------|
| 提出者 | 青柳正司 | 桜井甚一 | 坂田光子    |
|     | 宮崎悦男 | 富樫一良 | 井光辰雄    |
|     | 佐藤純  | 岩村良一 |         |
| 賛成者 | 笠原義宗 | 高橋直揮 | 矢野学     |
|     | 皆川川雄 | 小小林隆 | 佐藤卓之    |
|     | 小島野修 | 沢川吉秀 | 西谷野峯生   |
|     | 早川和雄 | 小川謙治 | 中金野井伊佐夫 |
|     | 小帆山英 | 帆山治機 | 石星野大良   |
|     | 東倉五郎 | 高倉五郎 | 大竹島川尾藤  |
|     | 内山五郎 | 内山五郎 | 松川尾藤    |
|     | 志田浩義 | 志田浩義 | 横尾藤     |
|     | 佐藤義徳 | 佐藤義徳 |         |
|     | 小島徳  | 小島徳  |         |

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

TPP 交渉に関する意見書

今、TPP 交渉が大詰めを迎えている。TPP 交渉に当たっては、国益を守るため衆参両院農林水産委員会における米など重要5品目の除外等を求めた決議をしっかりと受け止め、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻め、国益にかなう最善の道を追求した交渉を行なわなければならない。

特に、戦後以来の大改革といわれる農政改革の中で、非主食用米への転換により、米の需給バランスの改善に取り組んでいる現状において、新たな輸入数量の拡大は日本農業の根幹を覆すおそれがある。

よって国会並びに政府におかれては、主食である米は関税撤廃の対象から除外し、いかなる譲歩も行うことなく、国益を守るための交渉を行うとともに、米以外の影響が大きい品目については、例外化や的確な国内対策の実施も含め、持続的な発展のために十分な措置を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄沢 正三

|       |        |
|-------|--------|
| 衆議院議長 | 町村信孝 様 |
| 参議院議長 | 山崎正昭 様 |

|          |   |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|---|
| 内閣総理大臣   | 安 | 倍 | 晋 | 三 | 様 |
| 外務大臣     | 岸 | 田 | 文 | 雄 | 様 |
| 農林水産大臣   | 林 |   | 芳 | 正 | 様 |
| 経済産業大臣   | 宮 | 沢 | 洋 | 一 | 様 |
| 内閣官房長官   | 菅 |   | 義 | 偉 | 様 |
| TPP 担当大臣 | 甘 | 利 |   | 明 | 様 |

第10号発議案

テロ対策に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 提出者 | 桜井甚一 | 坂田光子 | 宮崎悦男 |
|     | 富樫一良 | 内山五郎 | 佐藤政広 |
|     | 岩村   |      |      |

|     |       |      |      |
|-----|-------|------|------|
| 賛成者 | 笠原義宗  | 高橋直揮 | 青柳正司 |
|     | 矢野藤卓  | 皆川島雄 | 小小林隆 |
|     | 佐藤川洋  | 小沢早川 | 小斎尾村 |
|     | 西谷野峯  | 早川苜  | 尾村渡三 |
|     | 金野    | 小帆東  | 村上   |
|     | 中野    | 帆東   | 上    |
|     | 小石    | 帆東   | 上    |
|     | 星野伊佐夫 | 帆東   | 上    |
|     | 大松川   | 帆東   | 上    |
|     | 横尾    | 帆東   | 上    |
|     | 佐藤    | 帆東   | 上    |

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

テロ対策に関する意見書

2人の日本人が殺害された過激派組織 ISIL による人質事件は、悪逆非道であり言語道断である。

日本人がテロの犠牲となったことは痛恨の極みであり、非道かつ卑劣極まりないテロ行為を断固非難するものである。

また、このたびの事件を踏まえ、外務省は、シリアへの渡航の自粛を求めているが、シリアへの渡航を計画していたフリーカメラマンが自粛要請に応じなかったことから、旅券法に基づいて旅券を返納させた。

憲法が保障している渡航や報道の自由は、最大限尊重されるべきものの、ISIL は、日本人2人を冷酷に殺害するとともに、今後も日本人をテロの標的にすると公言しており、ISIL にとって日本人は人質としての利用価値が高まっていることから、本人一人の自己責任では済まされないことを自覚し、渡航を自粛すべきである。

よって国会並びに政府におかれては、テロに屈することなく、毅然とし対応を行うよう強く求めるとともに、国民の安全の確保について全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄沢 正三

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官

町山安岸中菅  
村崎倍田谷  
信正晋文 義  
孝昭三雄元偉  
様様様様様

第11号発議案

介護提供体制の維持に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 提出者 | 高橋直揮 | 桜井甚一 | 坂田光子 |
|     | 宮崎悦男 | 富樫一成 | 楡井辰雄 |
|     | 佐藤純  | 岩村良一 |      |

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

介護提供体制の維持に関する意見書

介護報酬が改定され、4月から引き下げられることから、介護職員の給与が下がりサービス低下につながるのではないかと危惧する声が聞こえている。

社会保障費が毎年伸び続ける中で、特に介護保険の給付費の伸びが大きいことから、厚生労働省の介護事業経営実態調査等に基づき、介護報酬の引下げに至ったものであるが、在宅生活を望む高齢者のため、在宅介護における中重度者のケアや認知症の人向けのサービスに取り組む事業者には加算を手厚くし、事業者の収入確保を可能とするとともに、利用者にはサービスの向上が期待されるところと理解している。

限りある予算の中で制度の持続可能性を高めるためには、給付の重点化と効率化というバランスの調整が何よりも重要である。しかし、介護報酬の引下げが、介護サービスの低下や介護職員の給与の引下げにつながることはあってはならない。

よって国会並びに政府におかれては、高齢化社会を見据えた安心できる介護提供体制を維持するため、介護報酬の引下げが、サービスの低下や職員の給与の引下げにつながることをないよう、介護を取り巻く状況を注視し、対策に万全を期すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄沢 正三

|        |         |
|--------|---------|
| 衆議院議長  | 町村 信孝 様 |
| 参議院議長  | 山崎 正昭 様 |
| 内閣総理大臣 | 安倍 晋三 様 |
| 財務大臣   | 麻生 太郎 様 |
| 厚生労働大臣 | 塩崎 恭久 様 |